

## 第6 障害者の自立支援の推進と生活保護制度の適正な実施

障害者施策については、障害者の地域における自立した生活を支援する体制を整備するため、制度の抜本的な見直しを行う。また、発達障害者に対する支援体制を整備するほか、精神障害者の保健福祉施策や、障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実を図る。

さらに、生活保護受給者の自立・就労を支援するため、自立支援プログラムの導入を推進する等、生活保護制度の適正な実施を図る。

### 1 障害者の地域生活を支援するための施策の推進

6, 577億円（6, 154億円）

#### （1）居宅生活支援サービス等の推進

3, 887億円

障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、ホームヘルプ、グループホーム等の居宅生活支援サービス等の推進を図る。

（平成16年度） （平成17年度）

居宅生活支援費 602億円 → 930億円（328億円増）

施設訓練等支援費 2, 871億円 → 2, 902億円（30億円増）

#### （2）発達障害者に対する支援

7億円

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県等に発達障害の検討委員会を設置、障害保健福祉圏域において個別支援計画の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施するとともに、自閉症・発達障害支援センターの拡充を図る。

#### （3）社会参加等の促進

276億円

障害のある人が社会の構成員として地域で共に生活できるよう、身体障害者補助犬育成事業や情報・コミュニケーション支援事業などの障害者自立支援・社会参加総合推進事業及び補装具給付事業等を推進する。

### 2 精神障害者保健福祉施策の充実

956億円（806億円）

#### （1）精神障害者の社会復帰対策の推進

257億円

精神障害者の社会復帰を促進するため、退院後の地域生活支援の拠点として、グループホームをはじめとする居宅生活支援サービス及び社会復帰施設の充実を図る。

(2) 良質かつ適切な精神医療の効率的な提供 617億円

在宅の患者に身近な地域において良質かつ適切な精神医療を提供するため、通院医療公費負担を行うほか、現行の輪番制による精神科救急に加え、精神科救急医療センターの整備を図る。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備 82億円

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療を実施するとともに、指定医療機関の運営に必要な経費の負担、医療従事者等の養成研修を行うなど医療体制の整備を図る。

3 障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実

261億円（239億円）

(1) 精神障害者に対する雇用対策の強化 6.3億円

○ 精神障害者に対する総合的雇用支援の実施（新規） 2.9億円  
精神障害者の復職・雇用促進、在職精神障害者の雇用継続に取り組む事業主に対し、総合的・体系的な支援を行うとともに、精神障害者の職業生活への移行を円滑に図るための支援技法を開発する。

(2) 多様な形態による障害者の就業機会の拡大 65億円

○ ITを活用した在宅就労支援事業者（バーチャル工房）への支援（新規） 1.5億円

在宅の障害者に対して情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練の支援を行う事業者（バーチャル工房）に対する補助事業を創設するとともに、同工房に対する技術指導等にかかる支援を実施する。

○ 障害者試行雇用事業の拡充 9億円

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

対象者数 4,200人 → 6,000人

(3) 雇用と福祉の連携による障害者施策の推進 11億円

○ 地域における福祉的就労から一般就労への移行の促進（新規） 66百万円

ハローワーク、福祉施設、地域障害者職業センター等の関係機関の緊密な連携の下に、授産施設等の福祉施設で就労している障害者の一般就労への移行を支援する事業を創設する。

- 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 10億円  
障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。  
80箇所 → 90箇所

- (4) 福祉部門における就労支援の充実 108億円  
小規模作業所への支援を充実強化する事業を創設し育成等を図るとともに、地域での障害者の就労支援を促進させる。

- (5) 障害者に対する職業能力開発の推進 70億円  
○ 公共職業能力開発施設における障害者訓練の推進 55億円  
障害者職業能力開発校が設置されていない地域において、職業能力開発校に知的障害者等を対象とした訓練コースを設定し、障害者の職業訓練の全国的な体制整備を図る。  
実施県 15県 → 23県

- 事業主や社会福祉法人等の民間を活用した実践的な職業訓練の推進 15億円  
企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、精神障害者をはじめとする様々な障害の態様に応じた職業訓練を推進する。  
委託訓練対象者数 5,000人 → 6,000人

#### 4 年金を受給していない障害者への特別給付金の支給

101億円

- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給 101億円  
(I 平成17年度予算のポイントに掲載)

#### 5 生活保護制度の適正な実施

1兆9,366億円 (1兆7,489億円)

##### (1) 自立支援プログラム導入の推進

生活保護受給者の実情に応じた自立・就労支援のため、ハローワークとの連携も図りつつ、自立支援プログラムの導入を推進する。

##### (2) 生活保護基準の見直し

- 生活扶助費  
国民の消費動向や社会経済状況などを総合的に勘案し、前年度同額とする。

○ 母子加算等生活扶助基準の見直し

16～18歳の子どものみを養育するひとり親世帯について、母子加算の支給対象外とし、支給額を3年間で段階的に廃止する。また、多人数世帯（4人以上）の生活扶助基準額の適正化等の見直しを行う。

○ 高校就学費用の給付

生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、新たに高等学校への就学費用を給付する。

○ 老齢加算の段階的廃止（2年目）

平成16年度からの3年間で段階的に廃止する。

※ 生活保護費負担金については、三位一体改革の政府・与党合意（平成16年1月26日）において、「生活保護費負担金の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施することとされた。

## **第7 安心・安全な職場づくりと公正かつ多様な働き方の実現**

経済環境が著しく変化する中で発生している重大な災害を防止するとともに、過重な労働による労働者の健康障害防止やメンタルヘルス対策を行う。また、賃金不払残業の解消など誰もが安心して安全に働く職場づくりを推進する。

さらに、多様な働き方が広がる中で、労働者個人の生活に配慮した働き方を実現できる環境の整備を行うとともに、男女雇用機会均等の確保など公正な働き方を推進する。

### **1 安心して安全に働く環境づくり 310億円（336億円）**

#### **(1) 重大災害の発生を防止するための安全対策の推進 20億円**

事業主が自主的に事業場の危険・有害要因の低減を図るために、事業主自らが計画を作成する「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及を推進し、労働災害のより一層の防止を図る。

#### **(2) 過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策の推進**

**30億円**

労働者の過重労働による健康障害の防止に向けて事業主が留意すべき事項をまとめた手引きを作成し周知・啓発する。また、事業主に対してメンタルヘルス関係の専門家による指導を行うなど、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を促進する。

#### **(3) 石綿等有害物質に係る健康障害防止対策の推進 3.9億円**

建築物の解体作業等において、事業主が行う石綿含有の有無の分析等によるばく露防止対策の充実や作業計画の作成などの取組を促進する。

#### **(4) 賃金不払残業の解消に向けた取組等の推進 255億円**

「賃金不払残業の解消を図るために講すべき措置等に関する指針」の周知・啓発により労使の自主的な改善を進めるとともに無料電話相談窓口を引き続き開設し、賃金不払残業の解消に向けた取組を促進する。

また、企業倒産により賃金が未払のまま退職させられた労働者に対する未払賃金立替払制度について、迅速かつ適正な運営を行う。

## 2 多様な働き方を選択できる環境整備 19億円（20億円）

- (1) パートタイム労働者と正社員との均衡待遇の推進 4.8億円  
パートタイム労働者と正社員との均衡の確保に向けた先駆的な取組を行う事業主を支援すること等により、パートタイム労働者と正社員との間の均衡待遇の浸透・定着に向けた環境整備を図る。
- (2) 在宅就業対策等の推進 1.8億円  
在宅就業のための知識・技術の到達度や仕事の適性等を自己確認できるような能力評価システムを開発するとともに、各種情報提供、相談援助を行う。あわせて、在宅勤務による健康面、社会的効果や労働条件への影響についての調査を行う。
- (3) ワークシェアリングの普及促進 2.2億円  
○ 多様就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施 2.1億円  
多様な働き方の選択肢を拡大するため、短時間正社員制度等の導入に向けたモデルの開発を進めるとともに、多様就業型ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。
- (4) 生活に配慮し、多様な働き方に対応した環境整備 10億円  
多様な働き方が広がる中で、労働者個人の生活に配慮した労働時間管理に関する労使の自主的取組を推進し、長期休暇制度の普及促進を図るなど労働環境の整備を図る。

## 3 公正な働き方の推進 18億円（17億円）

- (1) 男女雇用機会均等確保対策の推進 3.3億円  
男女雇用機会均等法の適正な施行に努めるとともに、いわゆる「コース別雇用管理」制度の適正な運用に向けた周知徹底と行政指導の一層の強化を図る。  
また、男女雇用機会均等政策研究会報告を受け、男女双方に対する差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題への対応等、均等施策の更なる推進に向けた検討を行う。
- (2) 個別労働紛争対策の総合的な推進 14億円  
増加する個別労働紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局での紛争解決制度を着実に推進するとともに、新たに企業内での紛争の自主的解決の促進に向けた人材育成に対する支援を図る。
- (3) 労働分野におけるCSR（企業の社会的責任）の推進（新規） 10百万円  
企業の労働における社会的責任の取組を推進する支援策のあり方について検討を行う。

## 第8 安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

医療に対する国民の信頼を高め、安全で安心な医療が提供されるよう、医療安全対策を総合的に推進するとともに、医療のIT化や、医師の臨床研修制度の円滑な推進等を図る。また、救急医療の充実など質の高い効率的な医療提供体制の構築を図るとともに、医療保険制度の安定的な運営を確保する。

また、SARS等の感染症対策の充実を図るとともに、肝炎対策、エイズ対策等を推進する。

### 1 安心で質の高い医療提供体制の充実 498億円（537億円）

#### （1）医療安全対策の総合的推進

13億円

##### ○ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（新規） 1億円

医療の質と安全性を高めるため、医療機関から診療行為に関連した死亡等の調査依頼を受け付け、法医学者・病理学者合同で解剖を実施するとともに、専門医による事案調査も実施し、それらの結果に基づき、因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を実施する。

##### ○ 医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業の推進 1.1億円

医療事故の発生予防・再発防止のため、「第三者機関」において医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供する事業の充実を図る。

##### ○ 医薬品表示コード化による医療事故防止対策の推進 40百万円

医薬品の名称や外観の類似により生じる製品取り違えの医療事故を防止するため、医薬品コード表示に必要なコード体系データベースを整備する。

#### （2）救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保

363億円

救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を図るため、救命救急センター等の整備を進めるとともに、災害時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム（DMAT<sup>ディーマット</sup>）の研修を実施する。

へき地・離島の診療所とへき地医療拠点病院等を結ぶテレビ会議システム等を整備するとともに、医療機関を退職した医師に対し、再就業のための再教育を行い、へき地・離島の診療支援体制の整備を図る。

### (3) 医療のIT化の着実な推進 10億円

電子カルテシステムの普及を図るため、地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入し、セキュリティを確保したインターネットを介して、周辺の連携医療機関が電子カルテの活用を図るネットワークを構築するための事業等を行う。

### (4) 質の高い看護の提供 113億円

#### ○ 訪問看護ステーション多機能化に向けた検討（新規） 1.3億円

患者が訪問看護ステーションに通所し、集中的に効率的な看護の提供を受ける「通所看護」機能などの訪問看護ステーションの多機能化に向けた検討を行うなど、訪問看護事業の拡充を図る。

#### ○ 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業（新規） 78百万円

医療安全の確保に向け新人助産師に対し、十分な教育体制（専任の指導者等）と研修プログラムに基づき研修を実施する医療安全推進モデル研修事業を行う。

## 2 新臨床研修制度の円滑な推進 200億円（188億円）

#### ○ 医師臨床研修の推進 182億円

平成16年度より必修化された医師臨床研修について、引き続き、適切な指導体制の下での研修を実施するため、研修を行う病院に対し、必要な支援を行う。

#### ○ 歯科医師臨床研修の推進 11億円

平成18年度からの歯科医師の臨床研修必修化に向け、所要の準備を進める。

## 3 感染症・疾病対策の推進 1,839億円（1,801億円）

### (1) 感染症対策の充実 76億円

#### ○ 動物由来感染症対策の推進 1.8億円

「動物の輸入届出制度」の施行に向けて、検疫所における届出の受理・審査体制を整備するほか、制度の普及啓発、電子申請システムの開発等を行い、動物由来感染症対策の推進を図る。

#### ○ 新興・再興感染症対策に関する研究の推進 19億円

SARS、新型インフルエンザ等の診断法・治療法など、新興・再興感染症に関する研究を推進する。

## (2) 肝炎対策の推進 51億円

C型肝炎等緊急総合対策に基づき、老人保健事業における肝炎ウイルス検診など各種健康診査の場を活用した肝炎ウイルス検査の実施、肝炎ウイルス感染者に対する保健指導や肝炎に関する正しい情報提供等を引き続き実施するとともに、特に肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法の研究について一層の推進を図る。

## (3) 移植対策の推進 27億円

### ○ 臓器移植対策の推進 5.2億円

臓器移植に対する理解を深めるため、公共広告機構の協力を得て、テレビ、新聞等のメディアを活用した普及啓発の一層の推進を図る。

### ○ 造血幹細胞移植対策の推進 18億円

既存の骨髄ドナー登録者の意識啓発を図るとともに、ドナー登録窓口体制の充実により、骨髄ドナー登録者の確保を図る。また、より移植に適した細胞数の多いさい帯血の確保を図る。

## (4) 難病対策の推進 1,115億円

難治性疾患に関する調査・研究の推進により、治療法等の確立と普及を図るとともに、難病相談・支援センター事業等の充実により、地域における難病患者の療養生活支援の一層の推進を図る。

## (5) ハンセン病対策の推進 468億円

ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者に加え、ハンセン病療養所に入所歴のない者の社会生活に対する支援を新たに行う。また、ハンセン病資料館の拡充など、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及の充実を図る。

## (6) エイズ対策の推進 87億円

エイズ発生動向を踏まえ、青少年や同性愛者等に対する啓発普及や、大都市における休日・夜間の検査・相談体制を充実する。また、平成17年7月に我が国で開催予定のアジア・太平洋地域エイズ国際会議を支援する。

## (7) リウマチ・アレルギー対策の推進 11億円

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明、治療法の開発等の研究を推進するとともに、正しい情報の普及啓発を図る。

## (8) シックハウス対策の推進 3.6億円

シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究等を活用し、関係省庁と連携しつつ、総合的な対策を推進する。

#### 4 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

8兆723億円（8兆1,238億円）

- 政府管掌健康保険、国民健康保険、老人保健制度等に係る医療費国庫負担  
8兆723億円